

市政記者各位

原付バイク等の新ナンバープレート導入 および受付窓口の変更について

原付バイク等手続きの利便性の向上及びオンライン申請による受付とナンバープレート発送を速やかに行う体制を整えるため下記のとおり新ナンバープレートを導入することになりましたので、周知についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 原付バイク等の新ナンバープレート導入について

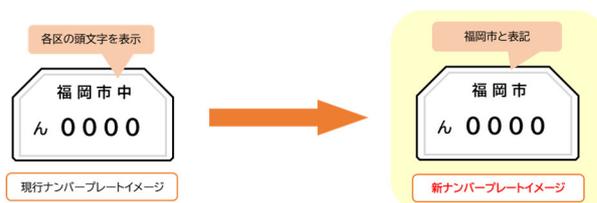
原付バイク等を登録する区の「区名を表記」したもののから、「福岡市表記」に変わります。

※現行のナンバープレートは引き続き使えます。

※発行されている現行のナンバープレートから新ナンバープレートへの交換はできません。

○新表記のナンバープレート交付開始日

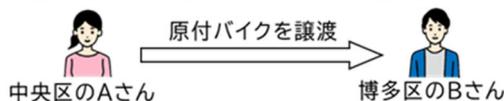
令和5年1月4日（水）



○新ナンバープレート導入による手続きの簡素化

福岡市ナンバーの原付バイク等を名義変更する場合、**ナンバープレートの変更が不要**になります。

<例> 中央区のAさんが博多区のBさんに原付バイク等を譲った場合



<従前>ナンバープレートの変更と名義変更の申告手続きが必要

<令和5年1月4日以降>**ナンバープレートの変更は不要**・名義変更の申告手続きは必要

2. 原付バイク等の受付窓口の変更について

これまで原付バイク等の登録・廃車等の手続きを行う際は、区役所課税課で申請を受け付けておりましたが、窓口の変更に伴い令和5年1月4日(水)からは博多区庁舎9階にある資産課税課で受け付けます。

※原付バイク等の登録・廃車の手続きは、オンライン申請を利用すれば、窓口に行かなくてもいつでも便利に申請できます。



○変更後窓口

〒812-8512 博多区博多駅前二丁目8番1号 博多区庁舎9階

受付時間…午前8時45分～午後5時15分 ※土、日、祝日及び年末年始は除く

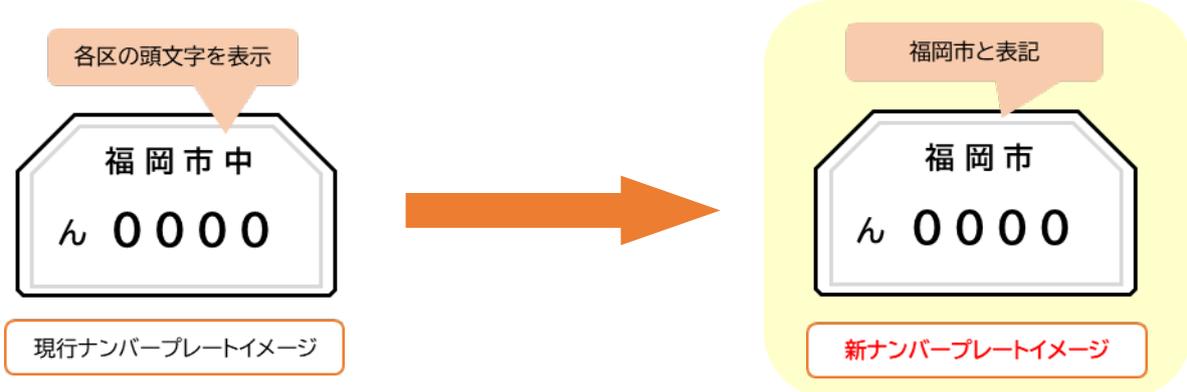
【問い合わせ先】

財政局課税企画課 担当：新 門
TEL：092-711-4207

原付バイク等のナンバープレート が変わります



原付バイク等を登録する区の「区名を表記」したもののから「福岡市表記」に変更になりました。



令和5年1月4日(水)から新ナンバープレートを交付します

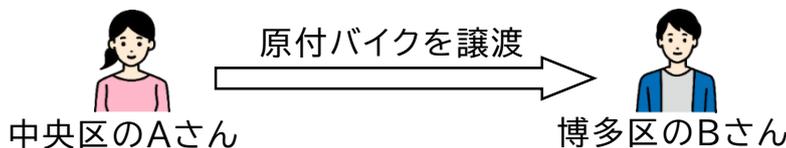
※現行のナンバープレートは、引き続き使えます。

※発行されている現行のナンバープレートから新ナンバープレートへの交換はできません。

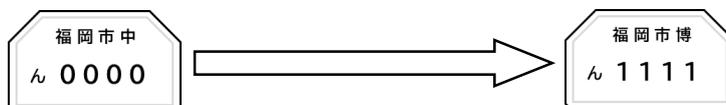
新ナンバープレート導入による手続きの簡素化

福岡市ナンバーの原付バイク等を名義変更する場合、ナンバープレートの変更が不要になりました。（旧ナンバープレートについても同様）

<例> 中央区のAさんが博多区のBさんに原付バイク等を譲った場合



従前 ナンバープレートの変更・名義変更の申告手続きが必要



R5/1/4以降

ナンバープレートの変更は不要・名義変更の申告手続きは必要

令和5年1月4日（水）から 原付バイク等の受付窓口が変わります



区役所課税課にある原付バイク等の申請受付窓口が
博多区役所9階の資産課税課に変更になりました。

旧窓口

(変更日)

令和5年1月4日(水)～

新窓口

各区役所課税課



博多区役所9階
(資産課税課)

※変更後の窓口は博多区役所9階(資産課税課)のみとなります。
ご注意ください。



受付時間:午前8時45分～午後5時15分
※土、日、祝日及び年末年始は除く

<新担当課>

財政局税務部資産課税課軽自動車税係
TEL 092-292-1604

〒812-8512

博多区博多駅前二丁目8番1号
博多区役所9階

- 福岡市地下鉄祇園駅・P2出口から徒歩5分
- 西鉄バス・駅前一丁目バス停から徒歩5分
- JR博多駅・博多口から徒歩7分

原付バイク等の手続きは便利なオンライン申請をご利用ください



詳しくは市ホームページで
ご確認ください。

福岡市 ネットで手続き 原付バイク

検索

市ホームページへは、
右記二次元バーコード
からもアクセスできます。

